

令和7年第10回総会

山武市農業委員会会議録

令和7年10月6日 開会

令和7年10月6日 閉会

令和7年第10回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月6日（月）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
（1）農地法第3条の規定による許可申請について
（2）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（3）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）
欠席委員（1名）
出席農地利用最適化推進委員（19名）
欠席農地利用最適化推進委員（1名）
出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見
について
日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）
日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和7年10月6日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

◎開会

議長 これから令和7年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。

議事録署名人は、議席番号15番小川委員及び議席番号17番井野委員を指名します。

◎報告

議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長 報告事項が終わりました。

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。

なお、今回の説明、報告等の御発言につきましては、着席のままお願ひいたします。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号1の報告を川津推進委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津でございます。

番号1について説明いたします。

売買による所有権の移転です。譲渡人は相続で取得した土地でありますが、耕作しないため、隣接する田んぼを耕作している譲受人へお願ひし、売買をすることとなりました。現地確認も行いましたが、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を、議席番号10番布施委員に求めます。

布施委員 座ったままで失礼いたします。議席番号10番の布施でございます。

ただいまの川津推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行ってきましたが、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号2の報告を戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員 地区推進委員の戸村です。

議案の1号、番号2について御説明をいたします。

本件は売買による所有権移転でございます。譲渡人は、経営規模縮小のため手放したいということで、また譲受人は、自分の耕作地に近いため、経営規模拡大のため取得したいということで、双方の意見が一致しました。そして今回の水田につきまして、地元としても何ら問題ないと思ないので、御審議のほうよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

廣口委員 12番の廣口です。

ただいま戸村委員のほうから報告がありましたとおりで、農地としては全く問題がございません。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議をよろしくお願ひします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
続きまして、申請番号3の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員 推進委員の櫻田です。
申請番号3について説明いたします。
本件は売買による所有権の移転です。譲渡人は経営規模縮小のため、また、譲受人は経営規模拡大のため売買を行うとのことです。譲受人はニラ農家であり、私もよく知っています。毎日会ってニラの出荷を一緒にやっております。

現地確認はもちろんしておりますけれども、既にここ数年前から、パイプハウスを建てて、相対で貸し借りをやっていたところ、所有権の移転をお願いしたいということで譲渡人からそういう話が出て、譲受人がオーケーして、所有権の移転の運びになりました。

地元としては何ら問題はございませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号11番小山です。
ただいま櫻田推進委員が説明したとおりでございまして、何ら問題はございません。経営者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号4の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

推進委員の櫻田です。

申請番号4について説明いたします。

こちらの案件は贈与による所有権の移転となります。両者は親戚関係でありまして、譲受人は前から管理をしてきた自宅前の土地で自家用の野菜を作っていくとのことです。先日、現地を確認しましたところ、きれいに草を刈られておりまして、本家のほうからトラクターを借りて、野菜を作るということを聞きました。

現地につきましては、地元として何ら問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号11番小山です。

ただいま櫻田推進委員が説明したとおり、何ら問題はございません。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号5の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号5について説明いたします。
売買による所有権の移転です。譲渡人につきましては、後
継者がいなく、経営規模を縮小したいため、隣を耕作してい
ました譲受人と売買を行うことで話がまとまつたそうです。
譲受人は、今後ネギを作付するということです。
現地を確認したところ、きれいに耕うんされておりました
ので、地区としても何ら問題ないと考えております。御審議
のほどよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

小山委員

11番小山です。
ただいま伊藤推進委員が説明したとおりでございまして、
何ら問題はございません。権利者については、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たして
おります。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 6 の報告を奈良推進委員に求めます。

奈良推進委員

地区担当推進委員の奈良です。

申請番号 6 について御説明いたします。

本件は売買による所有権の移転です。以前にも両者で所有権移転の申請を行っており、その際に申請していなかった 2 筆について、今回申請を行うこととなりました。

私も隣の畠を耕作しており、地域に協力的な方です。よく働く方でもあります。現地の状況も把握しておりますし、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 3 番高野委員に求めます。

高野委員

3 番高野です。

今、奈良推進委員が言われたとおりでございまして、この方は新規就農者ですけど、もう何年もたちますが、新規就農者の畠を見て、私もあっちこっち歩いていますが、これほどきれいにしている生産者はちょっとといいなというくらい真面目に生産をしておりますので、間違いないと思います。

権利者につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、御審議よろしくお願ひします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 6 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 7 の報告を伊藤推進委員に求めます。

- 伊藤推進委員** 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第1号の申請番号7について説明いたします。
売買による所有権移転です。譲渡人は経営規模を縮小するため、譲受人は経営規模拡大のため、自分の耕作地に近い申請地を取得したいとのことです。
先日、申請人立会いで現地を確認してきました。米とビニールハウスで野菜を耕作しており、きれいに管理されていましたので、地元としても何ら問題ないかと思います。御審議よろしくお願ひいたします。
- 議長** 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号16番林委員に求めます。
- 林委員** 議席番号16番の林です。
ただいまの伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行いまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、農地法条第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の報告を伊藤推進委員に求めます。
- 伊藤推進委員** 続いて推進委員の伊藤です。
申請番号8について説明いたします。
贈与による所有権移転です。譲渡人と譲受人は姉妹の関係

です。譲渡人は高齢で畠の維持ができないため、妹に贈与したい。譲受人は規模拡大のため、自分の住宅と耕作地に隣接する申請地を取得したいとのことでした。

先日、立会いの下で現地確認してきました。果樹の木数本と野菜を耕作していました。夫と2人は高齢でありながら、果樹と野菜を栽培する意欲を感じましたので、地元としても何ら問題ないかと思います。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

林委員

議席番号16番の林です。

ただいまの伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行いました、問題ないことを見てまいりました。

経営者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号9、10及び11は、それぞれ日程第5、議案第2号の申請番号2、3及び4の区分地上権であり、許可日を同一とすることが妥当である案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号9、10及び11は、それぞれ日程第5、議案第2号の申請番号2、3及び4と併せて審議することとしてよろし

いでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号9、10及び11は、それぞれ日程第5、議案第2号の申請番号2、3及び4と併せて審議することいたします。

◎議案第2号

議長

総会資料29ページ、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を高橋推進委員に求めます。

高橋推進委員

地区担当の高橋です。

議案第2号、申請番号1について説明いたします。

こちらは第2種農地への資材置場設置を目的とした転用を伴う所有権の移転です。

先日、現地を確認してきました。譲受人は林業を行う法人で、隣接する山林の管理を行っております。現在伐採作業を行っており、伐採した樹木の一時置場や搬出作業場がないため、木材搬出車両や重機が進入可能な申請地を資材置場として使用することとなったそうです。

また譲渡人は、農業を営む後継者がおらず、土地の管理に苦慮しております、譲受人ととの話がまとまったとのことです。

隣接農地はなく、地元としても問題ないかと思われますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を林委員に求めます。

林委員

議席番号 16 番の林です。

先日、現地を確認してきました。議案第 2 号、申請番号 1 についてですが、内容は先ほど高橋推進委員が説明したとおりでございます。

本件は第 2 種農地への資材置場設置であり、信用、資力、周辺農地への影響等においても問題ないと思われます。したがって、許可相当と思われます。

以上でございます。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 1 を許可相当として意見を付することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号 2 を審議いたします。

本件は、日程第 4 においてお諮りしたとおり、議案第 1 号の申請番号 9 と併せて審議いたします。事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を川津委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津でございます。

議案第 2 号、申請番号 2 について御説明いたします。

先日、現地を確認してまいりました。こちらの申請は、営農型太陽光発電の 10 年間の更新申請です。申請者は令和 4 年 11 月に転用許可を受け、今回が 1 回目の更新となります。パネルの下ではブルーベリーを生産しており、生育はおおむね

順調のようです。

耕作者が令和6年1月に認定農業者となつたため、10年の更新を申請したということです。農地はよく耕作されており、引き続きブルーベリーの生産を行っていくということですのと、特に問題はないかと思っています。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号15番小川です。

先日、現地を確認してまいりました。議案第2号、申請番号2についてですが、内容は先ほど川津推進委員が説明したとおりです。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

なお、使用貸借権については、農地法第3条第2項各号が該当していないため、許可要件の全てを満たしております。

また、区分地上権については、申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件を満たしております。

以上です。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については許可相当として意見を付すこととし、議案第1号、第3条許可申請の申請番号9、区分地上権については、本件と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の申請番号2は許可相当として意見を付すこととし、議案第1号、申請番号9は、議案第2号、申請番号2と同じ日付で許可することに決定いたしました。

申請番号3を審議いたします。

本件は、日程第4においてお諮りしたとおり、議案第1号の申請番号10と併せて審議いたします。

事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号、申請番号3について説明いたします。

先日、現地を確認してまいりました。こちらの申請は、営農型太陽光発電に関する一時転用の更新申請です。申請者は令和4年11月に転用許可を受け、今回が1回目の更新となります。

パネルの下ではサカキを生産していて、まだ3年目で、小さい状態なので出荷には至っていませんが、農地はよく耕作されており、生育はおおむね順調で問題はないと思われます。よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号15番小川です。

先日、現地を確認してきました。議案第2号、申請番号3についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりです。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第2号に該当するため、許可相当と思われます。

なお、賃貸権については農地法第3条第2項各号には該当

しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、区分地上権については、申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件を満たしております。

以上です。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については許可相当として意見を付すこととし、議案第1号、第3条許可申請の申請番号10、区分地上権については、本件と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の申請番号3は許可相当として意見を付すこととし、議案第1号、申請番号10は、議案第2号、申請番号3と同じ日付で許可することに決定いたしました。

申請番号4を審議いたします。

本件は、日程第4においてお諮りしたとおり、議案第1号の申請番号11と併せて審議いたします。

事務局に概要の説明を求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

申請番号4について説明いたします。

先日、現地を確認してまいりました。こちらの申請は、営農型太陽光発電の3年間の更新申請です。今回が1回目の更

新となります。

パネルの下ではサカキを生産しており、まだ3年目のため出荷には至っておりませんが、農地はよく耕作されており、生育はおおむね順調のようですので、特に問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を小川委員に求めます。

小川委員

議席番号15番小川です。

先日、現地を確認してまいった、議案第2号、申請番号4についてですが、内容は先ほど佐瀬推進委員が説明したとおりです。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

なお、賃貸借権については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、区分地上権については、申請地の周辺農地に対して特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件を満たしております。

以上です。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については許可相当として意見を付すこととし、議案第1号、第3条許可申請の申請番号11、区分地上権については、本件と同じ日付で許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の申請番号4は許可相当として

意見を付すこととし、議案第1号、申請番号11は、議案第2号、申請番号4と同じ日付で許可することに決定いたしました。

申請番号5の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を川津推進委員に求めます。

川津推進委員

地区担当推進委員の川津でございます。

議案第2号、申請番号5について説明いたします。

先日、現地を確認してまいりました。こちらの申請は、第2種農地への工事車両待避所及び資材置場設置を目的とした使用貸借権設定の申請で、一時転用です。

老朽化した成東中学校の校舎改築を行うに当たり、先行して工事車両の進入路となるグラウンド前面の道路に並行する水路を整備することであり、併せて水路整備を含め、改築工事期間中に工事車両が擦れ違うための待避所及び水路工事のための資材置場を設置することです。

地元としても問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を林委員に求めます。

林委員

議席番号16番の林です。

先日、現場を確認してきました。議案第2号、申請番号5についてですが、内容は先ほど川津推進委員が説明したとおりです。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号6及び7は同一事業でございます。

お諮りいたします。

申請番号6及び7番は一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

申請番号6及び7は一括審議といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号、申請番号6及び7について説明いたします。

こちらの申請は、第2種農地の老人福祉施設建設を目的とした所有権移転の申請です。

先日、現地を確認してきました。譲受人は、現在申請地に隣接する場所で特別養護老人ホームを経営しておりますが、築50年となり、老朽化が著しいため、新築が必要となりました。

施設の特性上、常時利用者が入居しており、既存施設解体後に同敷地に建設することが不可能であるため、隣接地に新たな施設を建設し、完成後に入居者を移動するという計画と

なったとのことです。

近隣の農地所有者の同意も得られており、地元としても特に問題はないかと思われます。御審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を林委員に求めます。

林委員

議席番号 16 番の林です。

先日、現地を確認してきました。議案第 2 号、申請番号 6 及び 7 についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が述べたとおりでございます。

本件は第 2 種農地への老人福祉施設建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等においても問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 6 及び 7 を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第 3 号

議長

日程第 6 、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見がありませんので、採決いたします。本議案を意見なしとしてすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を、櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員 地区担当推進委員の櫻田です。
こちらは更新で、父と息子の親子での申請です。
地区でも大手の水稻農家として、家族3人で経営を行っています。両親とも私の同級生でよく知っています。後継者もしっかりとしておりますので、地区としては何ら問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、番号 2 の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
この案件につきましては、法人の新規の案件になります。
3名の生産者による共同経営を行うことで、農作物の管理を徹底し、収量・品質の向上を図ると。各理事所有の機械や施設を利用し、必要に応じて、法人として機械・施設の新規導入を図りたいということです。
3名につきましては後継者がいないということで、こういった法人の形を取ることとしたと話されておりました。私もよく知っている3名なので、何ら問題ないかと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 番号 3 の報告を奈良推進委員に求めます。

奈良推進委員 地区担当推進委員の奈良です。
これは更新の申請となります。
ふだんは本人1人で経営しており、必要に応じて2人ほど雇用に当たっているところです。
作物は、人参、里芋、スイカを中心とした複合経営を行っています。今後は人参の経営面積を増やしていき、規模の拡大を図っていくそうです。地元としては何らございません。
御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 番号 4 の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員 担当推進委員の川島です。
こちらは更新になります。
現在、妻と母の3人で露地野菜の経営を行っています。今後は農地を集積・集約し、作業効率の向上を図るということでしたので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議長 番号 5 の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
更新です。私もよく知っている方なんですかけれども、現在、

母と妻、子で、4人で行っています。地元でいろいろな人がネギの栽培技術を習いに来ております。非常に真面目な方です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 番号6の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員 担当推進委員の加瀬です。
新規の申請となります。
父と共に酪農経営を行っています。今後の経営については、乳牛を増やすとともに、1頭当たりの乳量向上を目指すため、生産方式の改善、改良に努めていくことでございます。
地元としては何ら問題ございません。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 御意見がありませんので、採決いたします。
本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。
以上で、本日予定した議案審議は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について、皆様からの御意見はございますでしょうか。

◎閉会

議長 御意見がないようですので、以上で本総会を閉会といたします。